

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【公開番号】特開2011-8775(P2011-8775A)

【公開日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-002

【出願番号】特願2010-118946(P2010-118946)

【国際特許分類】

G 0 6 F 3/041 (2006.01)

【 F I 】

G 0 6 F 3/041 3 3 0 A

G 0 6 F 3/041 3 5 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月29日(2013.4.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

微小構造体と、トランジスタと、前記トランジスタに電氣的に接続された発光素子と、スペーサとを有し、

前記微小構造体は、下部電極と、前記下部電極と対向して設けられた上部電極と、前記下部電極と前記上部電極との間に設けられた充填層とを有し、

前記下部電極は、前記トランジスタのゲート電極と同材料で形成され、

前記上部電極は、前記発光素子の第1の電極と同材料で形成され、

前記スペーサは、前記発光素子の第1の電極を覆う隔壁よりも硬い材料を用いて、前記上部電極上に前記充填層と重なるように形成され、

前記隔壁は、前記充填層よりも硬い材料で形成されることを特徴とするタッチパネル。

【請求項2】

微小構造体と、トランジスタと、前記トランジスタに電氣的に接続された発光素子と、スペーサとを有し、

前記微小構造体は、下部電極と、前記下部電極と対向して設けられた上部電極と、前記下部電極と前記上部電極との間に設けられた充填層とを有し、

前記下部電極は、前記トランジスタのソース電極またはドレイン電極と同材料で形成され、

前記上部電極は、前記発光素子の第1の電極と同材料で形成され、

前記スペーサは、前記発光素子の第1の電極を覆う隔壁よりも弾性率の高い材料を用いて、前記上部電極上に前記充填層と重なるように形成され、

前記隔壁は、前記充填層よりも弾性率の高い材料で形成されることを特徴とするタッチパネル。

【請求項3】

請求項1または請求項2において、

前記充填層は、圧力により可逆変形可能な多孔質の絶縁性材料を含むことを特徴とするタッチパネル。

【請求項4】

請求項3において、

前記多孔質の絶縁性材料はブロックコポリマーであることを特徴とするタッチパネル。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 のいずれか一において、

前記充填層の空隙率は 20% 以上 80% 以下であることを特徴とするタッチパネル。

【請求項 6】

請求項 1 または請求項 2 において、

前記充填層は、圧力により可逆变形可能な弾性を有する絶縁性材料を含むことを特徴とするタッチパネル。

【請求項 7】

請求項 6 において、

前記弾性を有する絶縁性材料はエラストマーまたは熱可塑性エラストマーであることを特徴とするタッチパネル。